

小坂町町勢要覧【2021年版】
作成業務委託プロポーザル実施要領

令和3年7月

小坂町

1 目的

本要領は、小坂町（以下「町」という。）の第6次小坂町総合計画に基づいた町勢要覧の作成に関する業務を委託する事業者の募集や選定を目的としたプロポーザルの実施について必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 小坂町町勢要覧【2021年版】作成業務
- (2) 業務内容 別紙資料「小坂町町勢要覧【2021年版】制作業務委託仕様書」のとおり。
- (3) 履行期間 契約締結日～令和4年3月31日
- (4) 提案限度額 2,777,500円（消費税及び地方消費税を含む。）
なお、上記金額を超える提案は失格とする。

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 町が作成を予定している印刷物と同種又は類似の印刷物の作成及び納入実績を有すること。
- (2) 小坂町入札参加資格を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく小坂町入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（令和14年法律第154号）の規定に基づく再生手続開始、又は民事再生法（令和11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税等、各種税金を滞納していないこと。
- (7) 小坂町暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員もしくはそれらと密接な関係を有していないこと。
- (8) 法人格を有していること。
- (9) 本業務に関して、町との連絡調整等に迅速かつ的確に対応できること。

4 事業者選定及び企画提案審査

本業務を遂行するには、専門的な知識・経験等を必要とするため、これらを有する事業者から広く提案を募集する。

選定に関しては本要領9に定めるプロポーザル審査会を開催し、企画提案書等の提出書類及び説明内容を総合的に評価、採点した上で、最も優れた企画を提案した事業者を受託候補者とする。審査結果は審査終了後速やかに参加者全員に対し書面により通知する。

5 スケジュール

公募開始	令和3年7月14日（水）
質問書提出期限	令和3年7月21日（水）17時まで
質問に対する回答期限	令和3年7月26日（月）16時まで
参加表明書提出期限	令和3年7月28日（水）17時まで
企画提案書提出期限	令和3年8月10日（火）17時まで
審査会	令和3年8月18日（水）（予定）
審査確定・結果通知	令和3年8月20日（金）（予定）

6 参加表明書及び企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の書類を提出して申し込むこと。

(1) 提出書類 ※特に定めがないものは提出部数を1部とする

- ① プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- ② 会社概要書（様式第3号）※法人のパンフレット等があれば添付すること
- ③ 導入実績届出書（様式第4号）
- ④ 企画提案書【 正本1部、副本5部の計6部 】
- ⑤ 見積書
- ⑥ 財務諸表（直前決算の損益計算書及び貸借対照表の写し）
- ⑦ 納税証明書（本店所在地発行の市町村税について未納でないことが確認でき、本公告の日以降に発行されたものに限る）

(2) 提出方法

本要領13の担当部局へ持参又は郵送にて提出すること。

(3) 提出期限

- ① 参加表明書 令和3年7月28日（水）17時まで
 - ② 企画提案書 令和3年8月10日（火）17時まで
- ※持参での提出の場合は、休日を除く8時30分から17時までとする。
- ※郵送での提出の場合は、当日必着とする。

(4) 文書の取扱い

- ① 企画提案書等の提出後は、記載された内容の追記及び変更は原則として認めないものとする。但し、軽微な修正等は除く。
- ② 提出された企画提案書等は、返却しないものとする。
- ③ 提出された企画提案書等は、必要に応じて複製する場合がある。

7 質問及び回答

- (1) 本プロポーザルに関する質問については、令和3年7月21日（水）17時までに所定の質問票（様式5）を、本要領13の担当部局に電子メールに添付して提出すること。電話や口頭による質問には原則として応じない。
- (2) 質問に対する回答は、令和3年7月26日（月）16時までに電子メールにてすべての参加表明者に対して回答する。但し、質問内容が質問者の提案内容に直接関わるものと判断された場合はこの限りではない。

8 参加辞退

参加表明を行った場合であっても、委託者として決定されるまでは、「プロポーザル参加辞退届」（様式第2号）を提出すれば、いつでも参加を辞退することができるものとする。

9 プロポーザル審査会

プロポーザル審査は、次の方法により実施する。

- (1) 提出された以下の書類内容とプレゼンテーション内容を審査し、合計点が最も高い参加者を受託候補者とする。なお、審査会の実施要領を別に定め、日程詳細等は参加者へ別途通知する。

- ① 会社概要書（様式第3号）
- ② 導入実績届出書（様式第4号）
- ③ 企画提案書
- ④ 見積書

- (2) 審査結果の通知

審査の結果は書面にて通知するが、業務の受託者としての決定を通知するものではない。通知後、町と受託候補者との間で契約締結に向けた協議を行うものとする。

- (3) その他

審査経緯及びその内容に関する問い合わせには応じないものとする。また、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

10 契約の締結

- (1) 町は受託候補者と業務委託契約締結に向け、業務内容等について協議を行った上で契約を締結する。
- (2) 受託候補者が契約を辞退したとき、又は特別な理由により受託候補者と契約ができない場合は、次点の参加者と契約交渉を行うものとする。
- (3) 契約形態は随意契約とする。ただし、契約締結後、プロポーザル参加における失格事項や不正又は虚偽記載と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

11 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本要領3の参加資格を満たしていない又は満たすことができなくなった場合
- (2) 参加表明書、企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (3) 提案見積額が、限度額を超えていた場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 本要領の内容に反する行為を行った場合
- (6) その他町の指示に反した行為を行った場合

12 その他留意事項

- (1) この要領は、令和3年7月14日（水）から適用し、選定された受託候補者と契約を締結した日の翌日にその効力を失うものとする。
- (2) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- (3) プロポーザルへ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等の著作権は、全て町に帰属するものとする。
- (5) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。

13 担当部局

所 属 小坂町 総務課 総務管財班（担当 浅石 翼）

住 所 〒017—0292 秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地 41 番地 1

連絡先 TEL 0186—29—3901（直通） FAX 0186—29—5481

E—M a i l koho-kosaka@town.kosaka.akita.jp